



2020年10月22日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 江口 譲二
(コード番号)	(8 5 0 8)
(上場取引所)	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	執行役員 常陸 泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

#### 記

- シンガポールにおける進展は、以下のとおりです。

JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）は、此下益司氏（以下、「此下氏」といいます。）及びGroup Lease Holdings Pte.Ltd.（以下、「GLH」といいます。）を詐欺行為により、また、此下氏、GLH及びGLHが融資（以下、「GLHローン」といいます。）を実行した会社、すなわち、Cougar Pacific Pte. Ltd.（シンガポール所在）並びにAref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven LimitedおよびBaguera Limited（4社すべてキプロス所在）（以下、当該会社を総称して「借主」といいます。）らに対しても違法な共謀があったとして、シンガポール共和国の裁判所に提訴しておりました。2020年10月6日、控訴裁判所は、GLHローンが偽装であり、GLHが提供した財務及び会計情報並びにGLの財務諸表は、GLの業績を過大計上するために、不正に会計処理されていたと認定しました。控訴裁判所は、此下氏およびGLHが詐欺を行い、此下氏、GLHおよび借主が、Jトラストアジアに損害を与えるために違法に共謀したと判断しました。さらに、控訴裁判所は、此下氏は、借主すべての実質的な所有者であると判断しました。

これを受けてJトラストアジアは、2020年10月16日、シンガポール所在のEngine Holdings Asia Pte. Ltd.（以下、「Engine」といいます。）及びタイ所在のA.P.F. Holdings Co Ltd（以下、Engineと総称して「本件被告」といいます。）に対し、本件被告らが、偽装と認定されたGLHローンに関与するとともに、Jトラストアジアに損害を与えるために違法に共謀したとして、シンガポールの高等法院において訴訟を提起いたしました。

2020年10月21日、シンガポール高等法院は、Jトラストアジアの請求に基づき、Engineに対し、全世界的資産凍結命令を発出いたしました。当該命令により、Engineは、195百万米ドルを上限として、(i)シンガポール国内に所在する同社の資産の移動を行うこと、及び(ii)シンガポール国内に所在するか否かを問わず、同社のあらゆる資産について、処分、取引、価値減少行為を行うことが禁じられました。さらにEngineは、シンガポール国内に所在するか否かを問わず、同社のあらゆる資産の価値、所在地、及びその詳細（当該資産に担保権等の負担がある場合はその内容を含みますがこれに限りません。）について書面でJトラストアジアに開示することを求められております。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上